

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業者名	住所
①	木本工業株式会社	高知県高知市鷹匠町1-2-51
②	有限会社草苺地工	高知県吾川郡仁淀川町長者丙1932-1
③	構営技術コンサルタント株式会社	高知県高知市本宮町105-23
④	株式会社高建総合コンサルタント	高知県四万十市駅前町2-3
⑤	興和技建株式会社	高知県高知市小津町7-1
⑥	株式会社ジオテク	高知県高知市南御座2-22
⑦	株式会社四国トライ	高知県高知市南川添17-21
⑧	株式会社相愛	高知県高知市重倉266-2
⑨	株式会社第一コンサルタンツ	高知県高知市介良甲828-1
⑩	株式会社地研	高知県高知市円行寺25
⑪	長崎テクノ株式会社	高知県高知市若松町1705

2. 指名停止措置期間

- ①②③④⑤⑥⑨の者 令和5年10月19日から令和5年12月18日まで（2ヵ月）
⑦⑧⑩の者 令和5年10月19日から令和5年11月18日まで（1ヵ月）
⑪の者 令和5年10月19日から令和6年2月18日まで（4ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、令和5年9月28日、上記11社を含む14社について、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反行為者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表した。

5. 指名停止措置理由

上記の事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第2第5号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当し、措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

<措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内</p>

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐 森崎 貴司 (内線2512)